

県民意見募集手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の政策等の企画立案過程における県民意見募集手続に関する必要な事項を定め、政策等の意思形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、県政に対する県民の理解と参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 県民意見募集手続（以下「本手続」という。）は、県の政策等の企画立案過程において、その立案に係る政策等の趣旨、内容等を公表し、県民から広く意見、情報等（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する県の考え方を公表する手続をいう。

2 本手続は、県の政策等の立案に対して県民の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第3条 本手続は、次に掲げるもの（以下「計画等」という。）を対象とする。

- (1) 県の政策に関する基本的な計画、方針等の策定又はこれらの重要な改定
- (2) 県政に関する基本方針を定め、又は県民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は重要な改定
- (3) 規則（規程及び処分の要件を定める告示を含む。）、審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定又はこれらの重要な改定
- (4) 広く県民に適用され、県民生活に影響を与える制度の制定又は重要な改定
- (5) 広く県民が利用する公共の建物の建設に係る基本計画等の策定又は改定
- (6) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項に掲げる計画等のうち、法令等により本手続に準じた意見聴取の手続等が定めら

れているもの、緊急を要するもの、軽微なもの及び本手続を行うことに要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められるものについては、本手続の適用を除外することができるものとする。

(実施機関)

第4条 本手続の実施機関は、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、大分海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者とする。

(公表時期及び資料)

第5条 実施機関の長は、計画等の最終的な意思決定を行う前に、計画等の案及び次に掲げる関係資料（以下「公表資料」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の趣旨、内容及び背景等を記載した資料
- (2) 意見等の募集方法、募集機関名及び募集期間
- (3) その他必要と認める事項

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、公表資料を実施機関の事務室、情報センター及び地区情報コーナーにおいて縦覧に供し、かつ、県庁ホームページに掲載することにより行う。

2 県庁ホームページへの掲載は、公表資料が相当量に及ぶ場合は公表資料のすべてを掲載することなく、計画案の概要、公表資料の入手方法、意見等の募集方法等を明示することにより行うことができるものとする。

3 実施機関の長は、県広報誌への掲載や新聞、テレビ、ラジオ等による広報、報道機関への情報提供その他の方法で意見募集の周知に努めるものとする。

(意見等の募集方法)

第7条 実施機関の長は、次に掲げる方法により意見等を募集するものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール

2 意見等の募集に当たっては、意見等の提出者の氏名、住所その他の属性に関する情報を求めるものとする。

3 実施機関の長は、第10条の規定により提出された意見等に併せて意見等の提出者の氏名、住所その他の属性に関する情報を公表する場合には、意見等を募集する際にその旨を明示しなければならない。

(意見等の募集期間)

第8条 実施機関の長は、県民が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、原則として1か月以上の募集期間を定めるものとする。なお、当初の募集期間を超えて意見募集をする必要があるときは、これを延長することができる。

2 第6条第3項の規定は、第1項の規定による募集期間の延長について準用する。

(意見等の活用)

第9条 実施機関の長は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定の手続を行うものとする。

(意見等の公表)

第10条 実施機関の長は、提出された意見等及びこれに対する県の考え方を整理して公表するものとする。

2 提出された意見等のうち、公表することにより個人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関がこの要綱の施行の日から60日以内に定める規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針については、改正後の第3条第1項(3)の規定は、適用しない。